

高橋徹 2019年11月議会 一般質問

■インデックス

- 1 ナッジ・ユニットについて
 - 2 瀬戸内のアートイベントについて
 - (1) 大規模イベントの成果
 - (2) 瀬戸内アートルージョン構想
 - 3 せとうち観光推進機構の負担金増額について
 - 4 瀬戸大橋の夜間点灯について
 - (1) 論点整理等
 - (2) ガイドライン
 - 5 ながら運転の取り締まりについて
 - (1) 件数等
 - (2) 方針
 - (3) 自転車
 - 6 技術革新を活用した交通安全対策について
 - (1) 危険運転等
 - ア あおり運転110番
 - イ 撲滅に向けた意気込み等
 - (2) 可搬式速度違反自動取り締まり装置
-

1 ナッジ・ユニットについて

質問要約

ナッジは新しい手法であり、職員に浸透させ、定着させるためには、知事のリーダーシップと組織的な粘り強い対応が不可欠だ。岡山県版ナッジ・ユニットの設置にあたっての意気込みと、取組にあたり職員に期待することを伺いたい。

◎答弁

民主・県民クラブの高橋議員の質問にお答えいたします。

ナッジ・ユニットについてのご質問ですが、私は以前から、ナッジを含む行動経済学の知見の活用は、行政分野においても有効と考えており、一部の国の機関などで取組の動きも出てきたことから、先般、他県に先駆けて、庁内の推進組織として岡山県版ナッジ・ユニットを設置したところであります。

ナッジは、県民等がより良い選択を行うよう、情報発信や選択肢の提示方法を工夫する政策手法であり、費用対効果が高まると考えられることから、ナッジ・ユニットの設置を契機に、県の様々な分野で取り入れてまいりたいと考えております。

職員には、まずはナッジの有効性を理解した上で、それぞれの業務でどのように活用

できるか検討し、可能なものから実践に移すとともに、日頃から、行政サービスの受け手である県民等の考えや行動をより意識する姿勢につなげることを期待しております。以上でございます。

2 瀬戸内のアートイベントについて

(1) 大規模イベントの成果

質問要約

今年は、現代アートの大規模イベントが相次いで開催された。美作三湯芸術温度は会期中だが、文化振興、観光振興の目玉であるアートで岡山を元気にする取組は「瀬戸内国際芸術祭」「岡山芸術交流」が終了したことで山場を越えた感がある。2つの芸術祭を振り返り、どのような成果があり、どのような反省が残ったのか、現時点の所見を伺いたい。

◎答弁

お答えいたします。

瀬戸内のアートイベントについてのご質問であります。

まず、大規模イベントの成果についてであります。2つのアートイベントは県民への現代アートの鑑賞機会の提供はもとより、国内外からのアートファンにより、前回は上回る来場者数を記録したほか、岡山後楽園の来園者などの増加にもつながり、岡山を世界に発信できたのではないかと考えています。

私も岡山芸術交流の作品を見て回りましたが、これまでの芸術の枠を越えた現代アートの奥深さを認識するとともに、現代アートの鑑賞には、こうした分野のアートリテラシーを高めていくことも必要だと感じたところです。

いずれにいたしましても、今後、開催効果の県内各地への波及状況などの検証に努めてまいりたいと存じます。

2 瀬戸内のアートイベントについて

(2) 瀬戸内アートリージョン構想

質問要約

広島県知事は、来年秋に開かれるひろしまトリエンナーレについて、瀬戸内国際芸術祭、岡山芸術交流と連携し、石川氏の提唱する瀬戸内地域を包括的な芸術エリアとして発信する構想である瀬戸内アートリージョンの一翼を担いたいと述べた。石川氏の提唱や広島県知事のコメントをどう受け止め、今後どう対応するのか、所見を伺いたい。

◎答弁

次に、瀬戸内アートリージョン構想についてであります。瀬戸内地域が全世界から注目を集める中、アートという切り口で県境を越え、芸術祭や美術館などの相互連携を強化することは、情報発信力を高めるとともに、誘客の促進が期待されることから、一つの有効な手段と考えています。

現代アートに限らず、アートのもつ集客力は大きいことから、多くの人に来ていただき感動してもらうためには、どのような手法で行うことが効果的かなどについて、関係団体間で、十分に検討していくことが必要ではないかと考えております。以上でございます。

3 せとうち観光推進機構の負担金増額について

質問要約

せとうち観光推進機構は、国の補助金減少などを理由に、来年度の各県負担金増額案を提示したとの報遺があった。負担金の増額への対応には、これまでの取組に対する費用対効果の検証が不可欠だが、検証は行っているのか。また、検証結果をどう認識し、増額提案にどう対応するのか、併せて伺いたい。

◎答弁

お答えいたします。せとうち観光推進機構の負担金増額についてのご質問であります。費用対効果についての詳細な検証までは行っておりませんが、国のデータを用いて算出した、昨年の英米仏独4か国の本県における旅行消費額は、せとうちDMOが設立される前の平成27年に比べ、約1.6倍となる約5億5千万円と大幅に拡大しております。

これは、機構が行う欧米豪向けの取組により、海外のメディアで「せとうち」が頻繁に取り上げられるなど、認知度が飛躍的に向上する中で、本県の宿泊者数についても、大きく伸びたことによる成果と認識しております。

増額提案への対応につきましては、他県の動向も踏まえながら、来年度予算編成過程において検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

4 瀬戸大橋の夜間点灯について

(1) 論点整理等

質問要約

瀬戸大橋の夜間点灯について検討している委員会で、「原則、毎日点灯の方向性が確認されたが、整理すべき課題はある。県として、検討委員会の議論や各種調査結果、ワークショップで出た意見等を踏まえ、どのような論点整理を行っているのか。また、点灯日数・時間の拡大に向け、クリアすべき課題は何か、併せて土木部長に伺いたい。

◎答弁

お答えいたします。

論点整理等についてであります。これまでの委員会やワークショップ等において、点灯日数については、毎日点灯の方向性が示されておりますが、点灯時間の拡大が論点となっており、推進する意見と慎重な意見が出されております。

このため、点灯時間が、自然環境や天体観測なども考慮した上で、観光振興や地域振興

につながるものとなることが課題であり、引き続き、本四高速や香川県と連携して、関係者間の意見調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

4 瀬戸大橋の夜間点灯について

(2) ガイドライン

質問要約

県は、機会を捉えて点灯日・点灯時間の拡大を国等に求め、点灯日数は増えたが、上限300時間はそのまま1日当たりの点灯時間を短くせざるを得なかった。ガイドラインは、策定から20年が経過し、関係者の強い要望もあることなどから、ゼロベースで見直すべきだ。単年の議論や天体観測への配慮等とは別に、中長期的な視点を持って国等に見直しを求めるべきだが、ガイドラインに対する所見を伺いたい。

◎答弁

お答えいたします。

瀬戸大橋の夜間点灯についてのご質問であります。

ガイドラインについてであります。本四高速が、夜間点灯の日数と時間について、国に了解を得た上で運用しているものであります。

私としては、世界に誇る瀬戸大橋という地域の資源を観光振興などに最大限に活用すべきと考えており、自然環境や天体観測なども考慮した上で、長期間にわたり、点灯日数・時間が大幅に拡大されることを期待しておりますが、ガイドラインの見直しについては、年内に取りまとめられる検討委員会の提言の内容も踏まえ、香川県等と連携して、本四高速と国に強力に働きかけてまいりたいと存じます。

以上でございます。

5 ながら運転の取り締まりについて

質問

次に、県警察の交通事故対策について警察本部長に伺います。

まず、改正道路交通法への対応についてです。この12月1日から、運転中にスマートフォンやカーナビを見たり、操作したりする、いわゆる「ながら運転」について罰則が強化されました。

警察庁の資料によると、全国の「携帯電話等使用（ながら運転）」の2018年の取締り件数は、年間約84万件で、そのうち14%を占めています。年によって上下はあるものの、速度違反、一時停止違反と並んで、常に上位3位以内にランクインしており、今回の罰則強化に関わらず、すでに日常的に取締りが行われていることが個えます。岡山県の「ながら運転」の取締り件数や年ごとの推移、違反全体に占める割合はどうなっているか、お知らせください。

ところで、「ながら運転」の取締りでは、「自分は絶対に携帯やスマホを使用していな

かった」と強硬に言い張るケースが少なくないと聞きます。明らかに携帯電話を耳に当てて通話をしている場合はともかく、持っていたスマホをすぐに手放した場合や、車載のカーナビやホルダーに固定されたスマホを操作した場合、いわゆる2秒ルールなどとも呼ばれる画面の注視状況の見極めなど、警察官が違反行為の証拠を明示しにくいケースもあり、厳罰化になれば、違反者が強に否認するケースが増えることも想定されます「ながら運転」の結果起こる事故の重大性を考えれば、言い逃れを許さず、違反行為・危険行為を厳しく取り締まるべきだと考えますが、どのような方針で臨まれるのでしょうか併せて伺います。

さらに、近年、自転車運転中のスマホ閲覧や操作が増えているような印象を持ちます。自転車の「ながら運転の現状についてお知らせください。今回の罰り強化を一つの機会と捉え、自転車の「ながら運転撲滅の取且も強化すべきだと考えますが具体的な対応を含め、ご所見をお聞かせください。

◎答弁

お答えいたします。

「ながら運転の取締り」についてのうち、「件数等」についてであります。

県内の過去3年の携帯電話使用等違反の取締り件数につきましては、

- ・平成29年中1万12件
- ・平成30年中7,624件
- ・本年は10月末現在で6,151件となっております。

なお、各年とも取締り件数全体に占める割合は10%弱で推移している状況であります。

次に、「方針」についてであります。

議員お話しのとおり、厳罰化により、違反者が否認するケースが増えることも想定されますが、県警察では、まずは、ドライバーが違反することのないよう、この種違反行為の具体的な内容等について、県警ホームページへの掲載、ポスター、チラシの配布、各種講習会など様々な機会を捉えて周知を図っているところであります。

その上で、取締りに当たっては、違反行為の確認を確実に言い逃れを許さない厳しい姿勢で、厳正かつ適正な取締りに臨んでまいりたいと考えております。

次に「自転車」についてであります。

自転車利用者が携帯電話等を使用中に起こした交通事故は、本年11月末現在で、軽傷事故を2件認知しております。

また、自転車利用者に対する取締りにつきましては、10月末現在で、携帯電話使用等の違反での検挙はありませんが、2,160件の警告書を交付しております。

自転車の「ながら運転」撲滅に向けては、街頭での指導取締りを積極的に行うほか、中学校、高等学校等とも連携し、「ながら運転」の危険性の理解が浸透するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

6 技術革新を活用した交通安全対策について

質問

引き続き、技術革新を活用した交通安全対策について、警察本部長にお伺いします。危険運転、あおり運転等への対応についてです。県警察では、「岡山県あおり110番鬼退治ボックス」を開設し、危険運転、あおり運転等の情報提供とともに、危険行為等を撮影したドライブレコーダーやスマートフォン等の動画の提供を呼びかけています。戯画の提供情報を確認した県警側が、提供者にメールで投稿ページのURLやID、パスワードなどを送信し、提供者はそこからデータを送信する仕組みだと聞いています。県警察は、今月5日、同ボックスに寄せられた情報を基に、危険な運転を行ったドライバーを摘発したと併せ、サイトへの情報提供は運用開始以降31件で、うち17件で動画を確認したと発表しています。始まったばかりの取組ですが、同ボックスの県民の反応や現時点での手ごたえについてご所見を伺います。

この仕組みを実効性の上がるものにするためには、周知の徹底や活用に向けた動機づけ、ドライブレコーダーの設置推進などの環境整備に加え、提供された映像等を積極的に捜査に活用し、違法行為は厳正に検挙し、検挙に至らないケースでも、問題があると思われる運転者には注意喚起を促すなど、県警察として、危険運転、あおり運転に厳しく対処する姿勢を明確にすることが必要だと考えます。危険運転、あおり運転の撲滅に固けた意気込みと、今後、この仕組みを有効活用するために検討していること等についてお聞かせください。

最後に本年1月より運用を開始している「可搬式速度違反自動取締装置」について伺います。県警察では、これまで、道路が狭いなどの理由から取締りが困難であった通学路や生活道などを中心に、県内一円で神出鬼没なスピード違反取締りを行っています。その成果と課題地域からの要望等への対応状況、今後の運用拡大などについて、ご所見を伺います。

◎答弁

お答えいたします。

「技術革新を活用した交通安全対策」についてのうち、「危険運転等」の「あおり運転110番」についてであります。

11月21日の運用開始以後、あおり運転の情報に加え、取締りの強化を望む声が県内外から寄せられるなど、関心は極めて高く、あおり運転を始めとする危険運転の撲滅を願う県警察に対する期待は大きいと感じております。

手応えにつきましても、議員お話しのとおり、短期間で多くの情報が寄せられており、現時点で検挙は1件ですが、指導・警告も行っており、取締りツールとして威力を発揮しているとともに、報道等で取り上げられることにより、ドライバーに対して警鐘を鳴らす効果も得られているものと考えております。

次に、「撲滅に向けた意気込み等」についてであります。

県警察といたしましては、あおり運転を始め、悪質・危険な運転者は看過することなく、追跡捜査を徹底し、着実に検挙していくほか、検挙に至らない場合であっても、関係者に対する指導・警告を行うなど、違法行為や迷惑行為等は決して許さないという姿勢で取り組んでまいります。

また、仕組みの有効活用につきましては、取締りを重点的に行う路線の選定に当たって、寄せられた情報を基に、悪質・危険な運転が予想される時間帯、路線等を予測し、より実効性の高い交通指導取締りを行いたいと考えております。

最後に「可搬式速度違反自動取締装置」についてであります。

同装置による検挙件数は、本年11月末現在で115件であり、取締りを実施した路線での速度低下や各小学校区での交通事故が減少するなどの成果が確認されております。

しかし、現在、県下で1台と限られた台数で運用しているため、地域住民の取締り要望等に対して、十分に対応できていないのが現状であります。

今後は、県財政当局と運用拡大に向けた協議を行うとともに、同装置の一層の効率的な運用も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。